

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

同 東和土地改良区
同 てしおがわ土地改良区

北海道告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成20年4月23日、別海町の行う土地改良（東北栄南地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用道路））事業の施行に同意した。

平成20年5月7日

北海道知事 高橋 はるみ

石狩支庁告示

北海道石狩支庁告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年5月7日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

1 入札に付する事項

- （1）調達をする特定役務の名称及び数量 当別ダム建設事業本体工工事 一式
- （2）調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- （3）契約期間 契約締結日の翌日から平成24年12月20日まで
- （4）履行場所 石狩郡当別町字青山
- （5）本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時VE（技術提案型総合評価方式）の試行工事のうち、技術提案が実現される確実性について審査を行う確実性審査総合評価方式（標準型）の試行工事である。
- （6）分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体であって、次のいずれにも該当すること。

- （1）特定建設工事共同企業体の要件
ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
イ 本工事の施工計画が適正であること。

目次

告 示

○土地改良区の役員の就任の届出……………（農業支援課）	9
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	9
○土地改良事業の施行の同意……………（農業施設管理課）	9

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	9
----------------------	---

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	12
○特定調達契約に係る入札の公告……………	13

告 示

北海道告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、しろがね土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成20年5月7日

北海道知事 高橋 はるみ

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成20. 3. 11	理事	坂上勝美	上川郡美瑛町字藤野協成

北海道告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年5月7日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成20. 4. 24	夕張土地改良区
同	長沼土地改良区
同	月形土地改良区

なお、設計図、特記仕様書等（以下「設計図書」という。）に示した標準的な施工方法等（以下「標準案」という。）の内容と異なる施工方法等（以下「VE提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。VE提案による技術提案書が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画書を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画書を提出すること。

ウ 構成員の数は、3社から5社までであること。

エ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件

ア 発注工事の対応する平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する一般土木の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

ウ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値（以下「評定数値」という。）が、1,090点以上であること。

エ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に付き許可を受けてから営業年数が4年以上であること。

オ 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

カ 道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

ク 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

ケ 過去15年間（平成5年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、構成員の数が3社又は4社の場合はそのうち2社以上が、5社の場合はそのうち3社以上がこの要件を満たすこととする。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比

率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

コ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

シ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

(3) 特定建設工事共同企業体の代表者の要件

ア ダム工事総括管理技術者（コンクリートダム）を工事現場に専任で配置できること。

イ 評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年5月7日（水）から6月2日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課
電話番号 011-561-0428

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所会議室（送付による場合は、郵便番号064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課）

(2) 入 札 日 時 平成20年7月29日（火）午前10時（送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「当別ダム建設事業本体工工事入札書等」と朱書きの上、必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に北海道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する特定建設工事共同企業体で、その構成員の1社以上が、過去2年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることをあらかじめ証明した場合で、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に北海道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、北海道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する特定建設工事共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることをあらかじめ証明した場合で、その特定建設工事共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とする。

7 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 平成20年5月7日（水）から6月2日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、

インターネットによる場合は、平成20年5月7日（水）午前9時から6月2日（月）午後5時まで（日曜日及び土曜日を含む。）とする。

(2) 交付場所 4に同じ。

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

(1) 落札方式

ア あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、適正と認められた入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、また、標準案に基づく施工計画による入札参加者は、価格をもって入札する。次の(ア)、(イ)の要件に該当する入札参加者のうち、政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で(2)のウによって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格（消費税等を含まない）で除した数値に対して下回らないこと。

イ アの評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

次の方法により総合的な評価を行う。

ア 2に規定する資格を有する者に標準点100点を付与する。また、VE提案で施工しようとし、その提案が適正と認められた者には、VE提案の内容に応じて最大50点の加算点を付与する。

なお、詳細については入札説明書による。

イ 必要がないと認められる場合を除き、開札後に見積内容及び見積に応じた施工体制を説明するための資料を求め、技術提案の実現される確実性の審査を行い、提案確実性係数（ $\alpha = 0.0 \sim 1.0$ ）を決定し、技術提案に対する加算点にこれに乗じたものを技術加算点とする。

なお、詳細については入札説明書による。

ウ 総合評価は標準点と技術加算点の合計点を当該入札価格で除して得た数値をもって行う。

(3) 評価項目

技術提案に係る評価項目は、次に掲げる事項とする。

ア コンクリートの品質管理

イ CSGの品質管理

ウ 工程管理

エ 環境対策

オ 地元貢献策

10 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格
設定している。

(3) 入札の執行回数は、原則2回までとする。

(4) 初度の入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

また、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがある。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(7)、(11)、(12)、(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者の構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) VE提案等の採否については、競争入札参加資格が有るとした場合の通知と同時に通知する。

なお、VE提案等の採否の通知において、VE提案に基づく技術提案により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により

競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の責により、入札に係るVE提案を履行することができない場合、提案の履行状況に応じて最高25点を工事成績評定点から減点するものとする。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課

イ 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011-561-0428

12 Summary

A Subject matter of the contract : Toubetsu Dam Construction work

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 29, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than 10 : 00 A.M., July 29, 2008.)

C Contact point for the notice : Construction Contract Division, Planning and General Affairs Department, Sapporo District Public Works Management Office.
Nishi 16-chome Minami 11-jo, Chuo-ku, Sapporo, 064-0811 Hokkaido, Japan
Phone : 011-561-0428

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成20年5月7日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成20年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成20年5月7日に一般競争入札の公告を行う車載式交通事故自動見分システム搭載車の賃貸借契約

(2) 資 格 車載式交通事故自動見分システム搭載車の賃貸借契約の資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 車載式交通事故自動見分システム搭載車の賃貸借

2 資格条件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 調達物品を賃貸借できることを証明した者であること。
- (2) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成20年5月7日から6月4日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、3の(2)、4の(1)、4の(3)及び5の(1)による。

北海道警察本部告示第118号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年5月7日

北海道警察本部長 高橋 清 孝

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
車載式交通事故自動見分システム搭載車 3式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履行場所 契約担当者が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成20年北海道警察本部告示第117号に規定する車載式交通事故自動見分システム搭載車の賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入札日時 平成20年6月18日（水）午前10時30分（送付による場合は、平成20年6月17日（火）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、入札説明書については、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）で閲覧・印刷することができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線2236

9 Summary

A Nature and quantity of the products to be leased : Vehicle equipped with
an automatic on-the-spot inspection system for traffic accidents/ 3 units

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., June 18, 2008

(In case of mail, the necessary documents must be delivered by June 17.)

C For further information, please contact : Finance Division, General Affairs
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236
